

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成20年 6 月11日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分事項の報告について（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）
- 日程第 2 議案第24号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第25号 愛西市監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第26号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第27号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第28号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第29号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第30号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第31号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第10 議案第32号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第11 請願第 2 号 後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願について
- 日程第12 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1 番	前 田 芙美子 君	3 番	三 輪 久 之 君
4 番	日 永 貴 章 君	5 番	吉 川 三津子 君
6 番	榎 本 雅 夫 君	7 番	岩 間 泰 彦 君
8 番	田 中 秀 彦 君	9 番	村 上 守 国 君
10番	真 野 和 久 君	11番	鬼 頭 勝 治 君
12番	八 木 一 君	13番	近 藤 健 一 君
14番	小 沢 照 子 君	15番	後 藤 和 巳 君
16番	堀 田 清 君	17番	加 藤 和 之 君
18番	古 江 寛 昭 君	19番	大 島 功 君
20番	大 宮 吉 満 君	21番	永 井 千 年 君
22番	黒 田 国 昭 君	23番	中 村 文 子 君
24番	加 藤 敏 彦 君	25番	加 賀 博 君
26番	宮 本 和 子 君	27番	石 崎 たか子 君

28番 佐藤 勇 君
30番 柴田 義 継 君

29番 太田 芳 郎 君

◎欠 席 議 員（1名）

2番 鷺野 聰 明 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	中 野 正 三 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	櫻 井 義 久 君	税 務 課 長	永 田 和 美 君
保 険 年 金 課 長	水 谷 辰 也 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 忠 俊	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

2番・鷺野聡明議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・承認第1号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・承認第1号：専決処分事項の報告について（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、最初の承認第1号：専決処分事項の報告について質問を行います。

今回の専決処分については、市の条例改正にかかわるものであります。市の条例改正については、議案第24号の方ではほぼ一括して網羅されておりますが、今回、この承認第1号の件、特定中小企業会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例というところに関してのみ専決されている、その理由をお聞かせください。また、当市における影響等がありましたら、それについても説明をお願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、専決事項についての専決の理由でございますけれども、今議員がおっしゃいましたように、ベンチャー企業によります個人投資家への優遇措置といたしまして、株式譲渡益の2分の1の課税の廃止ということで専決処分をさせていただきました。その理由でございますが、今回の地方税法等の一部改正によりまして、4月30日をもって廃止がなされたために専決処分をさせていただいたわけでございます。なお、これに対しましての愛西市といたしましての影響でございますけれども、該当者につきましては従来からございません。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

該当者なし、4月30日廃止されたためということですが、実は5月1日に臨時議会をやっていますよね。この前の日に専決処分しているというのはちょっとよくわからないんですけど、これそのものは臨時議会の前日であれば5月1日に間に合った可能性もあるんじゃないかという気もするんですけど、たとえそれが語句・文言の訂正だけであったとしても、専決はできる

だけ避けるというふうな原則で臨まなくちゃいけないと思うんですが、その点はいかがだったんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

今回、この専決処分に至った関係につきましては、当初5月1日に臨時議会が行われるということで、私どもといたしましてもこの税条例のことを考えておったわけですが、国会の方が長引いたために準備の方もはっきりできなかったということで、今回このようなことをさせていただきました。今後につきましては、十分慎重に対処してまいりたいと思っておりますので、御理解が賜りたいと存じます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第24号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・議案第24号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは私は、議案第24号の資料2のところを見ていただくとわかりやすいかと思いますが、第23条関係、第31条関係、それから附則第16条の3と19条の6、21条と、そこに絞ってちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、最初の第23条の関係であります。この均等割が非課税となる具体的な事例はあるのかどうか。この説明によりますと、市内に事務所、事業所または寮等を有する法人でない社団または財団と、代表者、管理人が定めるものというものが、こちらであったものが削除をされておりますので、法人でない社団、財団というのは、後で出てくる人格なき社団などと同意語かどうか、その辺も含めて御説明をいただきたいと思います。

それから、対照表を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、対照表の3ページで、31条は、改正前は「法人等」というふうに書いてあって、改正後はその「等」がとれております。それで、改正前は均等割が年額5万円の場合は、一番最後に出てきまして、前各号に掲げる法人以外の法人などということで、具体的な例示はないんですが、公益法人制度の関連三法が改正されたことによりまして、公益法人が、認定された公益社団・公益財団と、届け出だけの一般社団・一般財団ということに分けられていることは知っていますが、ここでいう「等」の削除について、今までと、それから改正後、どのように変わるのか具体的な事例で説明していただくとわかりやすいのではないかなあというふうに思いますので、お願いをしたいと。

それから、新たに加わっています一般社団とか一般財団とか、これは具体的には今後どうい
う団体に適用されるのか、説明いただきたいと思います。

それから3番目に、今言いましたように具体的な事例や影響額について、それぞれこれは次
に掲げる法人ということで、改正後は年額5万円のところが丁寧に説明がしてありますので、
これに触れながら前と後ということで、改めて説明しながら具体的な事例や影響額について説
明いただきたいというふうに思います。お願いします。

まずそれだけ、後でまたします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、失礼をいたします。

まず、最初の23条関係におきまして、この関係で法人でない社団というようなことで、今ど
ういうようなものがあるかということでございますけれど、私どもが思っておるのは、町内会
とかPTAではなかろうかなあということを思っております。

それから、社会福祉法人等というような関係でございますけれど、これにおきましては、児
童、老人福祉施設とか社団法人が一般的にこのようなものの施設であるということに理解がし
ております。

それから、「等」の削除をされたということについてはちょっとまだ理解をしておりません
ので、よろしく申し上げます。以上です。

○21番（永井千年君）

具体例、今、町内会とか何か上がりましたけれど、影響額というのはわかりませんか。

○総務部長（水谷洋治君）

これにおきましては、設立の届けもございませんし、申告等もございませんので、影響額等
についてはないと思っております。

○21番（永井千年君）

じゃあ、もう一つの問題を質問します。

附則の16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例、対照表の47ページ
ですが、ここで「当分の間」という表現が改正後の条例に出ておりますが、これは法律の改正
でいいますと、21年、22年ではないかなあと思うんですが、ここに「当分の間」という表現が
条例上使われているのはなぜかということと、それから、配当については100万円以下は10%、
株式の譲渡益については500万円以下が10%ということだろうと思いますが、ちょっと条例と
法の関係について、条例だけを読んでおってもちっともわからないもんですから、今言いま
した100万円とか500万とか、それから分離申告の問題とか、法で定めてあること、それから条例
に定めなくちゃいけないこと、その区分けについてちょっとわかりやすく説明をいただきたい
というふうに思います。

それから、対象者と影響額についても教えてください。それが附則の1点。

附則の2点については、57ページの上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除と。
この損益通算は今までとどう変わるのか。前3年ということになりますと、18年、19年、20年、

今で言うと、それで21年からと。21年の分について、18、19、20と通算されるということなのかどうか、ちょっとわかりやすく説明をいただきたいと思います。

それから、3点目の比較表の66ページの旧民法第34条の法人から移行した法人などに係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告と。これはなぜ5年の移行期間なのかということと、それからこの固定資産税が免除されるというのは、例えば土地や家屋や償却資産などが無料で使用されている証明書を添付して申請をするということだと思いますが、實際上、土地・家屋が収益事業に使用されるかどうかなども含めて変化がないということはないだろうと思いますが、現在例えば固定資産税を免除しているところについて、そのような土地・家屋などを無料で使用しているという証明書など、実態はちゃんとそのようになっているかどうか、どのようにチェックをされているのでしょうか。毎年チェックしているのか、四、五年全くやってないのか、具体的に実務的にはこれはどのようにされているのか教えていただきたいと思います。これも対象者と影響額について説明していただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

まず、第1点目の16条の3の関係でございますけれど、これにおいては、配当所得の関係だと思いますけれど、明細書等につきましては税務署に提出されているために把握することができません。ただ、総合課税と申告分離課税と比較しますと、総合課税におきましては調整控除、また配当控除なりがございます、申告分離課税においてはこれらの控除がなくなりますので、株式等の譲渡損失との損益通算が可能となるということでございます。

次に、19条の6の関係で、損益通算の繰越控除の関係でございますが、対象者の関係については、19年度課税資料によりますと71人ということで把握しております。繰越損失によって、税額でないために所得ベースでは8,500万円ほどということになります。例えば、上場株式等の配当所得が200万円で、あと譲渡損失が100万円の場合でありますと、3万5,900円の還付ということでございます。

それから、3点目の附則第21条の関係でございますが、これについての5年間の移行期間というのは、このような法改正によって定められておりますので、果たしてどうしてかというようなことになると、その点のことはちょっとわかりかねます。

それからあと、どのようにチェックをしているのかというようなことでございますが、これにおいては、非課税申請をいただいておりますので、現状等が変わってくれば当然またチェック等をしなければなりませんし、また周囲の状況等も把握している中で、毎年提出というようなことはいたしておりません。

それからあと、この社団法人がすべて一般法人になったとすると、土地の関係で20年度ベースでまいりますと、7法人で296万円ということで把握しております。以上です。

○21番（永井千年君）

最初の16条の3の「当分の間」という表現はちょっと説明がなかったんですけれど。

○総務部長（水谷洋治君）

申しわけございません。ちょっと理解ができておりませんので、御理解いただきたいと存じ

ます。

○21番（永井千年君）

そう言われても困るんですけど、先ほど最初に言ったように、条例で定めている文言と法律の文言、両方読まないといけないかと思いますが、ここで例えば3%という税率については書き込んでありますよね。本則が6%で2分の1だと3%という話になると思いますが、法律の方では21年、22年ということを書いてあるんですが、条例上は21年、22年というふうに書かずに「当分の間」という表現になっているのは何か意味があるのかということをお尋ねをしているんですけど。

○税務課長（永田和美君）

先ほどの16条の3項の関係でございますけれども、配当の合計額が100万円以下の場合につきましては、20、21年の2年間の軽減税率の延長ということで、延長期間ということの意味合いで「当分の間」という理解をしておるわけでございます。

○21番（永井千年君）

要するに、こういう条例を定めるときというのは、国の法律でそういうふうに定めてあればそのまま定めればいような気がするんですけど、こういう表現をいつも使うんですか。その辺をちょっと理解ができないので説明を求めているんですけどね。

○税務課長（永田和美君）

基本的には準則に基づいて作成しておるわけでございますが、なじまない点等がある場合につきましては準則どおりにいかない部分もあるわけでございますが、今回の場合は、そういう点で少しこちら側の解釈を優先した考え方でつくらせていただいたということでございます。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは私の方からは、34条及び47条にかかわる点について質問をさせていただきます。

まず34条、寄附金控除の拡大ですよね。控除方式が所得控除の方から税額控除へ変わったということから、上限なども拡大をされていますけれども、その影響というのは当市においてはどの程度あるのかというのをまず伺います。

また今回、よく言われています「ふるさと納税」というのがありますが、これに関して愛西市に対してどのような影響があると思われませんか。その辺はどう考えるかになってくると思いますが、その辺についてもお願いします。

それから、第47条にかかわる問題ですが、公的年金からの特別徴収について、この条例に基づいて、説明の中では2009年の10月から徴収を行うと、住民税を年金から徴収をするということでした。現在、いろいろと言われるとおり、現在年金受給者の方から引かれているものとして、当然介護保険、そしてまた国民健康保険、75歳以上の方ですと後期高齢者医療費の保険料、それから、今回新たにさらにこういう形で住民税も天引きをするというのは、本当にわずかな年金の中から暮らしている方にとってみると、有無を言わずこういう形で取ってしまうとい

うことは本当に大きな問題があると思います。それに対しての、実際に年金受給者の中で大体2割ぐらい、全国的には500万人から600万人と言われていますが、この当愛西市においてその対象者数、また税額等の影響はどのようになっているのか。また、こうした天引きのやり方というのは極めて問題でして、本人の意思に基づいて本来こうした支払いの方法というのはやるべきものであります。そうした点についても、こうした特別徴収等を変更することはできないものかどうか、その点について質問します。

○総務部長（水谷洋治君）

まず、第1点目の34条の寄附金控除の関係でございますけど、今議員が申されましたように、控除の方式の変更と、また限度額の拡大、また適用下限額が下がったということで、これにつきましては21年度からの適用でございます。これは、申告をしていただいた後にしか対象者の把握ができません。そういうようなことからして、影響額については現在のところわからないというのが現状でございます。

次に、2点目の「ふるさと納税」の関係でございますけれども、これにつきましては、国の施策によりまして地域間格差の是正を目指した制度でございます。納税と名づけられておるんですけれども、寄附を行った場合に5,000円を超える部分について一定限度まで控除をする制度でございます。本市の場合におきましては、受け皿となります寄付金条例が既に制定をされております。運用については、寄付金条例と同様な対応となっております。

見通しとか影響の関係でございますけれども、これについては寄附がされてからになりますので、正直申し上げて見通しなどは予測ができない状況でございます。

次に、3点目の特別徴収の関係でございますが、議員が言われましたように、特別徴収の対象者としたしましては、年金収入と他の所得があって税額が発生する人というのが対象でございます。愛西市におきましては5,700人ほどだと思っております。ただし、抽出要件といたしまして、私どもといたしましては、年金収入があった方、これは18万以上ということがございますが、あくまで18万円以下も含めまして、あわせてそのほかの所得があって税額が発生する人を対象とした人数でございます。それが5,700人ということでございます。税額につきましても、対象者と同じの抽出要件でやりますと、税額といたしましては4億円ほどとなると思っております。

また、本人の希望でやめられないかという質問でございますが、やめることはできません。ただし、賦課期日に住民登録がない人とか、また、さっきも言いましたように、老齢年金等の関係が年額18万未満の人、それから特別徴収額が年金給付より年額を超える人については対象外となりますが、基本的には本人の意思での選択はできない制度であると理解をいたしております。以上です。

○10番（真野和久君）

一つについては、税額控除についてですけれども、現在、愛西市の中において寄附金等での控除というのは全く行われていませんか。

○税務課長（永田和美君）

昨年の実績でございますが、19年分の住民税の対象で、昨年の10万円以上の方につきましては1件該当の方が見えました。また、19年分の関係になります。また、寄附金控除の申告をされました件数としまして142件の申告者の方が実績として上がっております。以上でございます。

○10番（真野和久君）

これは市町村への寄附金ですか。例えば赤十字とかそういったところへの寄附金等は含まれない。

○税務課長（永田和美君）

赤十字とか共同募金会の関係が主になってまいっております。

○10番（真野和久君）

そうですね。だから、結局今回の控除対象が拡大するし、当然それは大きくふえますし、そういったことでの推測がなかなか難しいというのはわかるんですが、少なくとも昨年までの実績の中での日赤とか共同募金会への寄附金に対する所得控除は実際やってきたかと思えますし、そういう点から、今回それが税額控除という形になることへの影響というのは試算はできないんですか。

○税務課長（永田和美君）

昨年までと今回と趣旨も異なっておりまして、寄附される方の心情というものは現時点におきましてどのようなお考えかということ推測することは困難であると思っておりますので、今後の見通しということについてはなかなか算出することはできないと考えております。

○10番（真野和久君）

少なくとも日赤等に関しては実績等もあるので、予測はできないかなあとと思いますが、わかりました。一度やっていただくと本当はありがたいですね。

「ふるさと納税」に関しては、当然愛西市に対する愛着が皆さんにどのくらいあるかということにかかわってくるので、こちらの方へ寄附をしていただけるかどうかにかかわってくるのでなかなか難しいかもしれませんが、ぜひともたくさんやっていただけるように努力していただきたいと思っております。

それから47条に関してですけれども、先ほどのところで5,700人という話がありましたが、これはいわゆる年金受給者で課税対象者ということですね。ちょっと確認ですが。

○総務部長（水谷洋治君）

そういう理解でいいと思っております。

○10番（真野和久君）

はい、わかりました。

5,700人と、税額として4億円ということで、かなりの額になると思うんですが、特に大きな問題として、選択できないというふうには先ほど答弁をされました。天引きについて一定の収入のめどがあつて、そういう中で生活のめどが立てられるような方でしたら当然それにも耐えられると思うんですけれども、やはり現状の中でも、例えば住民税を分割納税されたり、特に個人事業主の方なんかでいうと、なかなか国民健康保険税が払えないとか、またどうしても

住民税とかの税金の支払いが後回しになってしまって、分割で支払われているという方も見えると思うんですが、そうした点はつかんでいませんか。

○総務部長（水谷洋治君）

今までですと、普通徴収等ですと当然滞納になってまいりますので、滞納の中でお話ししている中で、お金がえらいから分納にとかという場合はあるんですけど、今回の場合にそういうような方もすべて対象になってまいりますので、現状としては把握がしづらい問題じゃないかなあと理解いたしております。

○10番（真野和久君）

把握がしづらいというのは、前年度、これまでの実績等もあるので、当然ある程度の対象はめどが立つと思いますので、やはりちょっと調査をお願いしたいと思いますが、どうですか。

○税務課長（永田和美君）

調査でございますが、量的に相当な分析が必要かなあと考えておりますので、一度検討させていただきたいと思います。

○10番（真野和久君）

年金受給者の方ということですので、ぜひ一度やっていただきたいというふうに思います。それで、当然分割じゃないととても払えないという方もいると思うんですけども、そうした相談にも全く乗れないんでしょうかね。

○総務部長（水谷洋治君）

議員御提案の関係については、そういうような申し出があれば御相談には当然乗らせていただきますが、果たしてその理由によってとめられるかというようなことになると、その点については勉強してみたいと思っています。

○10番（真野和久君）

今回の地方税法の改正の中で、本当に取りやすいところから取るというか、有無を言わずこういう形で取っていく。国の方は払いに行かなくてもいいとかということで、行政上の手続上のメリットがあるとかというふうに言われますけれども、本当に実際に個々の生活をされている方にとってみると、住民税を一度にぼんとか、あるいは2回で払うとかということになると、非常に大変なわけですね。そうした生活実態を全く考えていないこういうやり方は本当に怒りを感じますし、そして実際にこうした中で払うことによって、天引きされることによって生活、あるいは事業がうまく立ち行かないということになってしまっただけで取り返しがつかないことになってしまいますので、ぜひともその点も検討していただきたいと思いますし、また当然そうした相談にも親身になって対応していただきたいと思います。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

先ほど5,700名という数字が出ておりますが、これから18万未満の人だとか何かがあるので、

またこれから減るといふことなんでしょうか。国が示しているのは大体2割程度だといふふうには言っていますが、これは何%になるんでしょうか、今出ている数字からいふと。

それから、今、大変年金生活者の生活も厳しいですので、年金担保でお金を借りている人、つまり年金を前倒しでもうもらっちゃって、当然借りている人は年金の支給がとまるということになると思いますが、そういった方のケースはどういふふうになるのかという点と、それから前回のシステム改修の予算といふのはどのように考えているのか、ちょっと説明してください。

○税務課長（永田和美君）

まず1点目の、5,700人ほどから18万以下の年金受給者の方を今は組んでおります。したがって、その関係の受給者の方を引けば、これはマックスで一応考えておいて、若干かどうかはちょっと今の段階では具体的な数字は言えませんが、減ることは確かだと考えております。

それから、2点目の国の方の2割強といふお話でございますが、実は国の方の2割強といふ考え方、とらえ方があるわけで、今そういう率につきましての対象者、どれがもとでその2割強といふところの確認がとれておりません。したがって、パーセントといふことは今現在ちょっとお示しすることができません。

それから、3点目のシステム関係、予算の関係でございますけれども、実は来月、7月25日に担当者レベルの説明会がございます。その中で予算等の項目等の説明が考えられておいて、また一方、システム改修の関係につきましても、その時期等とあわせて、実は業者の方にも打診はしておるわけでございますが、いずれにしましても7月以降にならないと具体的な改修費が詰まるといふと、現時点の状況はそういうことで、金額的な面につきましてはきょう現在お示しすることはちょっと難しいと思っておりますので、よろしく理解の方をお願いしたいと思います。以上です。

○21番（永井千年君）

5,700という数字だと何%になるんですか、これ。パーセントを聞いているんだけど、この5,700という数字はね。

それから、年金担保で借りておる人の話が答弁漏れしていますので。

○税務課長（永田和美君）

年金担保で借りてみえる方はちょっと把握してございません、申しわけないですが。

○21番（永井千年君）

現実に年金担保で借りてみえる人がいるわけですよ、今の大変な生活の中で。そういう方に対してどういふふうにするかといふことになっているのかということ。実態把握といふことじゃなくて、そうした方が出てきたときには当然ストップしますよね、年金が。どういふふうにやられるんですかと。そういうのはあらかじめわかれば、社会保険庁への通知から外すといふ形にするのか、どういふふうにするんですか。

○税務課長（永田和美君）

早急にその点も検討して対処の方を考えていきたいと思っております。

○21番（永井千年君）

早急にといって、今既に後期高齢者の保険料なんかも引かれていますけど、実態は今例えば、ちょっとこれと関連して教えてほしいんですけど、今の後期高齢者保険料などはどういう形でやられているのでしょうか。市民税はどうするかというのはこれから具体化するという話ですけど、年金が入ってこない人の話ですよ、今の年金担保で借りておる場合の。後期高齢者は高齢者で別のやり方があるって、市民税は市民税で別のやり方をやるということじゃないでしょう、多分。

○総務部長（水谷洋治君）

これは現実に年金担保で借りてみえる人、該当者が何人あるかというのは、個人情報等の関係もあるのではっきりはしないと思うんですけど、仮にそういうふうでとめられてしまえば、従来の普通徴収で徴収するしかやむを得ないのかなあというような腹づもりはございます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

5番・吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

特定非営利活動法人についてお伺いしたいと思いますけれども、収益事業を行っている場合には法人税等が発生すると思いますが、現況についてお伺いしたいのと、それから今回の法改正による影響等があるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

私も、社団とか財団とか、一般社団法人とかいろいろ出てきておりますので、今回の改正で特定非営利活動法人が何らかの改正のところに係ってくるのかということをお尋ねしているのでございまして、それをお伺いしたいということ。

それから、昨年までに特定非営利活動法人についても、収益事業等を行っている場合については市民税等の納税ということが発生してくると思いますが、現況について、そういった収益事業を行っている団体があつて納税しているのかどうか、その点についてお伺いしております。

○税務課長（永田和美君）

先ほどの31条関係の質問ということでよろしかったでしょうかね、まず確認なんですけど。

〔発言する者あり〕

その中で、これは現状なんですけど、市内に現在16件の社会福祉法人等ということで実績としてはございまして、これは公益法人制度改革の中で移行期間が5年間と設定されておまして、その5年間の間に民間の申請がされた場合、年度でいきますと平成26年度より課税となった場合に影響が出てくるわけですが、これは実は認可と申請ということで、行政側からどのような申請がなされるかということにはちょっと判断できないと考えております。5年間のうちに、仮にすべて公益社団法人、要するに一般でない場合、公益の方を選択といいますか、申

請することによって該当すれば非課税となるという形に分かれていくと考えておるわけでございます。

○5番（吉川三津子君）

多分私が質問していることと違っていると思います。特定非営利活動法人とは、NPO法人でございます。NPO法人が今回のこの法改正の中のどこにどう該当してくるのか、そして今このNPO法人から市民税、収益事業を行って納税している団体があるのか、あるならばどういった事業でどれぐらいの納税をしているのかということをお伺いしております。

○税務課長（永田和美君）

現在、現状は非課税となっておりまして、16件以外のものに関しましての把握はちょっとし
てございませんので、お時間をいただきまして調査等したいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第25号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第25号：愛西市監査委員に関する条例の一部改正についてを議題とし、  
質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

財政の健全化に関する法律に基づいて、監査委員にこの法律に基づく審査というものがこれ  
から求められてくるということですが、ことしの19年度決算が9月議会で審査をされるわけ  
ですが、その前に監査委員会でこの財政健全化法に基づく中身の審査も当然行われると思  
いますが、この法律では早期健全化基準、財政再生基準ということで数字が出されてお  
りますが、担当課の方で試算していただいた議案第25号の資料を見ても、実質公債費比率と将来負担  
比率というのがパーセントで書いてありますが、財政健全化基準に対して、例えば実質公債費  
比率だと、25.0%の4分の1程度の今実質公債費比率になっておりますし、将来負担比率も  
350%の2割弱、6分の1弱ぐらいの数字が愛西市の現状だと思っておりますが、実質赤字比率だ  
とか連結実質赤字比率というのは、赤字でないので数字が出ないわけですが、これらの試  
算していただいた現状について、この議案の審査に関連して、簡単で結構ですが、どの  
ような認識にあるのか説明しながら、実際に監査委員での議論がどのようなことが想定  
されるのか、御説明いただけないでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

それでは、条例改正の関連の質問ということで承りました。

それで、今議員の方からそれぞれの指標についてお話があったわけですが、皆さん、各議員さんの方へ、先ほど永井議員が申された健全化判断比率の状況ということで、1枚べらものをお手元の方にお配りをしております。これは総務省が示しております一つの様式に基づいて、先ほど言われました数値につきましては、あくまでも18年度決算数値をベースにして、試算の試算という中でどれぐらいになるのかなあという一つの思いで数値を出したものでございます。ですから、本格的にはこの19年度決算で、決算が確定した数値をもって公表しなさいという中から、全国自治体、それぞれ義務づけられておりますので、そこで初めて詳しい確たる数値が出てくるという前提をお願いをしたいと思います。

先ほどの議員の方のお話と重複するところがございますので、その点をお許しいただきたいと思っております。

それで、試算ということでもまず一つ御理解がいただきたいと。

まず実質赤字比率と連結赤字比率についてですが、これは今までの過去の決算からも赤字決算という状況ではございませんので、私も愛西市としては該当しないという判断ができます。

次に、実質公債費比率の関係でございますが、18年度は、これも御案内のとおり、実質公債費比率につきましては5.8%です。ただ、これは19年度の決算数値を見てみないとわかりませんが、若干この公債費比率については上がるのではないかなあという一応見通しを立てております。具体的には決算数値が確定後にもう一度試算をしなければならないと思っておりますので、現時点での数値ということで御理解がいただきたいと思っております。

それから最後に、将来負担比率の関係ですが、これは財政当局としても最も注目しております新たな財政指標でございます。こちらにつきましても、見込める範囲で必要な数値をもとに試算をいたしました。その結果、62%という数字となったわけでございます。それで、議員がおっしゃいましたように、この350%というのが国が示した一つの基準の指標でございます。いろいろ導き出す数値につきましては、これも総務省が示しました計算式がございまして、その計算式の一定の数値をもとにはじき出すこととなります。それで、その結果が62%と。ただ、きょう現在でこの350%という基準を、これが基準という数値から見て62%はどうかという一つの判断をしますと、当然62%というのは基準以下だと。数字が大きければ大きいほど、財政の健全化といいますか、将来の負担比率が高くなるというようなとらえ方もできますので、現時点では基準以下、いろんなとらえ方がありますがけれども、健全な一つの運営がされているんじゃないかなあというとらえ方もできます。ただ、これも19年度決算数値的なものが確定しないことにはわかりませんので、その辺だけ一つお願いをしたいと思います。

それから、監査委員会の中でこういった議論がされるのかというお話でございますけれども、まず御理解をいただきたいのは、この健全化判断比率、当然これは公表もしていく形になりますけれども、まず流れといたしましては、地方公共団体の長、首長は毎年度、前年度の決算の提出を受けるわけでございますけれども、その提出を受けた後、速やかにこの判断比率、いわゆる健全化判断比率と、その算定基礎額、この数値がどういうふうになったという算定基礎額をつけて、監査委員会の監査委員さんの審査意見書を付して議会に報告をし、なおかつ市民に

対して公表するというような流れになっていきますので、当然この数値の基礎資料もつける形になりますので、その中で監査委員さんのいろいろな審査の中で御意見をいただいた上で、それを議会に報告するというような形になるのではないかなあと。ただ、具体的に監査委員会の中でどういった議論が交わされるかについては、今現時点では何とも申し上げられませんので、そういったことで御理解がいただきたいと思います。

#### ○21番（永井千年君）

監査委員さんがどういうふうな意見をつけるかということについては想像できない話なんです。市の今の集中改革プランだとか財政計画、そういうものに対してどのように反映をしていくものなのか。これは公表基準だけなので、直接それらの諸計画や試みの計算に影響を与えるものでないのかどうかということと、それから公表する際に、例えば5.8とか62.0という数字を示して、示すだけでは市民がそれを見た場合によくわからないと思うんですよね。やはりきちんとした、市として現在のところ健全な運営がされているという企画部長から短いコメントがありました。わかりやすいコメントをつけて公表しないとよくわからないと思うんですが、そのあたりはどのように考えてみえるんでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず1点目の財政計画、集中改革プランにどう反映していくのかというお話でございますけれども、確かに今後この数値は、特に普通会計にとどまりません、この数値というのは。公営企業会計、あるいは一部事務組合、あるいは公社、あるいは第三セクターなど、市に関係する機関すべてが対象となるわけです。関係機関の経営財政状況、あるいは市からの負担金等、こういった執行状況といいますか、そういったものを常に把握する必要が出てくるのではないかなあと。ただ、この数値が具体的に今示しております集中改革プラン、それぞれ三つの数値目標というものを考えておりますけれども、こういった形でそれにかかわっていくかという部分につきましては、もうしばらく時間をいただきまして、19年度決算公表とあわせてその辺をきちっと明確にしていきたいと思いますというふうに考えております。

それから数値の関係でございますが、おっしゃるとおりでございます。確かに国が示した基準というのがありますけれども、皆さん方にわかりやすく理解をしていただくというのが大前提でございますので、その辺はコメントを付して公表すべきではなかろうかというふうに考えております。ただ、私が申し上げました、この数値を見る限りで健全な財政運営がされているんじゃないかなあというようなことを申し上げましたけど、今現時点で数字から見てどう判断したかということ私の考え方で申し上げたわけでございますので、今後そういうことについてはわかりやすいような公表の仕方というのは考えてまいりたいというふうに思っております。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第26号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第26号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時10分から再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第27号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第27号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

国民健康保険税条例の一部改正でお聞きしますが、1点目ですが、今回の国民健康保険税の税条例の一部改正で、基礎課税額の世帯別平等割の変更と軽減部分の追加というところで、特定世帯というのが国保の単身世帯なんですけど、ここに関して5年間の2分の1を軽減するということなんですけど、特定世帯数としてはどのくらいあるのか、また社会保険の被扶養者についても何名になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目ですが、限度額が今までは56万円ということで、今回医療分が47万円、それから支援金分の限度額が12万円に値上げして59万円という形になりますが、それについての根拠についてお聞かせ願いたいと思います。

3点目ですが、今回、国民健康保険税が4月から退職者医療制度も廃止をされまして、そういう点では74歳以下の国保の加入者が増加すると思いますが、国保への影響はどのようなものになるのかお尋ねします。

まず3点についてお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、御質問いただきましたことについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、今回の条例の改正に伴っての特定世帯数の関係でございますが、この特定世

帯の方々の減免措置につきましては、具体的には本算定時を待たねばきちとした数字は出てまいりません。ですが、正確に把握することはできませんが、4月1日現在で後期高齢者医療制度の方に移行をしてみえる方の数字等を推計いたしますと、約1,100世帯ほどではないかというふうに推測をいたしております。

次に、現在までに社会保険等の被扶養者の方々がどれだけこちらの方へ移行してきてみえるかという御質問かと思いますが、現在私どもが把握する人数におきましては9名でございます。

そして、限度額の引き上げの理由でございますが、この限度額の引き上げの根拠でございますが、これは言うまでもございません。今回の地方税の法の施行令の改正が本年4月30日になされたことに伴います、従来、法令等の規定のもとに限度額の設定をいたしておりますので、今回も愛西市といたしましては、国における施行令の改正に合わせて今回の条例をお願いしておるわけでございます。

74歳以下の国保加入者への影響等につきましては、担当課長の方から御説明をさせていただきます。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

3点目の退職者医療制度の変更に伴います人数のお尋ねでございます。

基本的に、従来、退職者医療制度で区分をされておみえになりました方、これは現実的には20年の3月現在で5,928名の方が退職者医療制度の範囲の中で退職になっておられました。その方々が制度の改正、年齢区分の見直しといった関係で、4月の段階でこの退職者の被保険者の数が1,355名ということになりました。この仕組みの改正に伴いまして、移動分ということでございますけれども、退職者医療制度の区分としては、先ほど申しましたような数字の変化はございました。ところが、現実的にはそれでは従来退職者の制度にあった方がどこへ行かれたかといいますと、同じ国保の中の一般の区分の方へ移っただけでございますので、実際総数といたしましては何ら変化はないということでございますので、よろしく申し上げます。

#### ○26番（宮本和子君）

2点目の関係ですが、59万の根拠は地方税法の改正によるものということですが、近隣の市町村ではどの程度、この最高額についてはどのくらいな程度の金額になっているのでしょうか、お尋ねします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

他市の関係でございますが、私どもが今現在把握しておりますところでは、五つほどの町村が今回の限度額改正に合わせなくて、独自に改正を待ってみえる町村があるやには聞いております。

#### ○26番（宮本和子君）

まだ具体的にはお聞きしてないですか。どのくらいの金額になったということはお聞きしてないでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それぞれ現在こうした改正をお願いしておる状況下の中でございますので、把握は難しいか

と思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

把握された時点でよろしいので、また税率も含めて、近隣市町村の、海部津島地域の具体的な数値がわかったら、また教えていただきたいと思います。

それから次に、社会保険など本人が後期高齢者に移行した場合、被扶養者が新たに国保に入らなければならないということですが、4月に入った時点で申告漏れがあって保険証が届かなかったというようなことで困ってみえるお話などを、新聞紙上にでもありますが、そういったところで、愛西市はそういったことはないのか。

それから、今までは老人保健拠出金ということが支援金ということで今回改正になったわけですが、そういう拠出金と支援金に対する国保に影響する、試算の仕方が多分違うとは思いますが、そういう国保の影響はどのようなものがあるのか。また、支援金は各保険者の加入者数に比例して課されるものであり、国保は負担減となりますが、健保や共済の多くが負担増に、そういった意味ではなるのではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず、1点目の保険証の御本人さんのところへの未着の件でございますが、私どもの今の国保につきましては、すべての方にお届けができた状況でございます。

支援金等への影響につきましては、それぞれ今回の制度によりまして医療分を医療分と支援金というふうに分けさせていただきました。これはそれぞれ限度額も上げさせていただいた中での変更になるかと思しますので、全体の課税の額の分については幾分多くなるだろうと予想はされます。

#### ○26番（宮本和子君）

健保や共済の多くがそういった点では負担増になって、国保の負担は多少軽減されるんですか、こちらの方はいかがですか。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

支援金部分につきましてはの仕組み上の増減につきましては、国の試算、この仕組みをつくった時点での試算といたしましては、国保サイドにおいては従来の老人保健の拠出金よりも減るであろうという予想が立てられております。

#### ○26番（宮本和子君）

今回は最高限度額が値上げされるということですが、今も支援金の部分は負担軽減になるというお話もありますし、どの程度今後財政になるのか、そして今後は値上げ、全国レベルにはなりませんけれども、この機会に国保の保険税を値上げするということもあるという話も聞きますし、値下げをするということも聞くわけですが、今後、愛西市としては値上げをしなくてはならない状況になるのか、値下げできる状況になるのか、そういった点での見解をぜひお聞かせいただきたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

当市の国民健康保険税の今後の税率等の値上げというものについては、こうしたいろんな税

の改正等も行われてきておりますので、現段階でいつ値上げをするとか、どのような形をとるといのは、もうしばらく勉強させていただきたいというふうに思います。当然保険者の皆様方に御負担をいただかなければならない時期がまいりましたら、そのようにお願いをしたいと考えております。

○議長（加賀 博君）

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

宮本議員の質問の補足をお願いしたいと思いますが、最高限度額が3万円上がるわけですが、その影響額と対象人数等がわかりましたらお願いします。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、対象額といえますか、ただいまの御質問のお答えをさせていただきますが、今回の改正によりまして、医療分につきまして改正前56万円の限度額超過世帯でございますが、世帯数にしまして325世帯ほどございました。そして改正後になりますと、47万円の限度額ということをお願いを今しておりますが、そうした状況を見ますと、314世帯ということで、11世帯ほど減ってまいります。そうした中で、賦課の総額につきましても、試算でございますが、はじいてみますと約2億7,800万円ほどの減収になろうかと思っております。そうしたことに基づきまして、今回新たに支援金の部分を追加させていただいておりますので、こちらの部分で限度額が12万円ということで、超過世帯が226世帯ほどになるのではないかと、現在の試算でございますが、そちらの方の賦課の総額につきまして約2億8,600万円ほどの見込みがございます。そうしたところで、限度額3万円を引き上げたことによります差額でございますが、ただいまの2億8,600万と2億7,800万を差し引きますと、約800万円ほどの増額になろうかと試算をいたしております。

○24番（加藤敏彦君）

制度の変更によって説明も複雑だなあとと思いますが、金額としては800万円プラスになると。世帯としては、先ほど325世帯が314世帯、それから226世帯という、この世帯の関係をもう一度説明をお願いしたいんですが。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず、従来の限度額超過の世帯が325世帯ございます。そうした中で、限度額を医療分の限度額だけに置きかえた場合314世帯になります。そこで11世帯少なくなりますということでございます。そして、新たに支援金分の部分につきまして、超過世帯としてこの部分がどれだけだということになった場合に、超過世帯は226世帯というふうに申し上げました。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第28号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第28号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第28号についての質疑を行います。

今回の提案は、ことし建設されます北河田児童館、西川端児童館、八輪子育て支援センターが新たに追加されるということでの改正でありますけれども、これに関連してお尋ねいたしますが、市内の児童館としては直営が4館と指定管理が2館となっておりますが、直営と指定管理の違い、財政的に、またサービスのどのよう違うか、現在の段階で市としてどのように把握されておられるのか、お尋ねをいたします。

それからもう1点ですが、名称についてです。

全員協議会で建設予定表が示されましたけれども、現在の段階では北河田、西川端、八輪、それぞれ名称についても仮称という形で出ておりますが、北河田、西川端について見ますと、北河田は、小学校は北河田小学校、コミュニティセンターは藤浪コミュニティセンター、どちらの名称も対象になるのではないかと。西川端についても、小学校は西川端小学校、コミュニティセンターは川淵コミュニティセンターということで、これもどちらも対象になる名称ではないかと思っておりますが、名称について考え方をどのように持っておられるのか、2点についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

現在、先ほどお話がありましたように、指定管理と直営というふうにあるわけでございますが、金額等の比較でございますが、児童館、子育て支援センターもそうなんですけど、一定の施設を運営していただくといいますか、事業をやっていただくには、やはり適切な費用というものがあろうかと思っております。そういった費用の中で、その範囲の中で、公募という競争原理の中で、よりよい提案を求めまして最適な主体を管理者として選定していくといったものが指定管理者のメリットではないかというふうに思っておるわけでございます。立田北部・南部、それから開治、昨年1年間指定管理でやっていただきましたわけですが、実績等を見させていただきまして、豊富なメニュー等で運営していただいております。こういったことを2年、3年積み上げていきまして、そこで初めて指定管理がよかったのか、直営がよかったのか、そういった結論が出るのではないかなあと。まだ日が浅うございますので、もう少し様子を見させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

名称の関係でございますが、先回の全協でお話しさせていただきましたように、12月に設置条例を改正の予定をさせていただいておりますので、その時点ではっきりさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

直営と指定管理の違いについて、もう少し時間をかけないとわからないということですが、現時点の違い、費用的にどうなのか、サービスのどうなのか。費用的にはどうなのでしょう

○福祉部長（加賀和彦君）

費用的には、例えば子育て支援センター等につきましては、大体総額で1,300万強ということになっております。児童館の方につきましては、1,700万ぐらいから2,000万台までということで、児童館の方が総額としては高い状況ではございますが、これは規模等も違いますし、やっている事業等も違いますので、こういった違いは出てくるのではないかなあというふうに思っております。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

重ねてお尋ねしますが、直営と指定管理の費用的な違いというのは現在の段階でもわかるのでしょうか、出ているのでしょうかというお尋ねをしたんですけれども。

○福祉部長（加賀和彦君）

例えば、佐織地区の勝幡児童館、草平児童館が社会福祉協議会の指定ということになっておるわけですが、こちらの方につきましては、指定管理の制度ができる前、事業委託を社会福祉協議会にしております、そのまま指定管理に移行したという経緯がございまして、競争原理の中で指定をしたものではちょっとございませぬので、経費につきましても、公立の4館と、1年前の決算でございまして、勝幡が1,600万強、草平が1,800万強、公立の場合ですと平均しまして1,900万強ということで、ただこれは利用している児童数の関係もございまして、例えば、利用者1人当たりいたしますと勝幡が1,654円、草平が1,647円、公立の4館を平均しまして1,272円ということになっておりますので、一概に総額だけで比較するというのも、利用者数との関係もございまして、なかなかその辺が比較しにくいところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第29号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第29号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第29号について質疑を行います。

今回、納期を統一するという理由として業務を円滑にするためとしておりますが、佐織地区ではこれまで地域を東西に分けて分割して収納の業務を行ってまいりましたが、これが時期を統一することによって逆に業務が集中するのではないかというふうにも思うんですが、業務を円滑にするためというのは具体的にどういうことなのでしょうか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、お答えさせていただきます。

確かに議員が言われますように、佐織地区につきましては、東部と西部ということで毎月検針業務並びに徴収業務を行ってまいりましたが、今回、この水道事業につきましては、合併時に2町村、旧の八開村と佐織町でシステムがそれぞれ違っておりますので、会計システムの統一につきましては平成18年度に行いまして、料金システムの統一を昨年19年度に行ってまいりました。今回の納期の統一につきましても、今まで手作業で行ってまいりました検針水量の確認、それから検算等につきましては、昨年の10月より、ハンディターミナルといたしまして、小型の携帯用のパソコンに変えましたので、検算事務等がスピーディーになりまして、納期を今回統一するということが可能になりましたので、今回お願いをするものでございます。したがって、これまで毎月料金算定事務処理を行ってまいりましたものが、今後統一することによりまして2ヵ月に1回に減らして、事務の効率化が図られるということでございます。

業務が集中するのではということですが、確かに件数的には東部の分がふえますが、先ほどより説明しておりますように、事務が特別集中してふえるというものではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第30号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第30号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

一般会計補正予算の14ページのシステム保守委託料の関係でございましてけれども、障害者の自立支援の負担軽減ということですが、どのような障害者が何人対象となり、負担軽減の具体的な内容はどのような軽減となるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回の改正の内容でございますが、自立支援法につきましては、できてからも既に2年が経過するわけですが、利用者さんの負担感が根強いというようなことがありまして、昨年の4月にも軽減策がとられましたが、本年7月からさらなる軽減策がとられるということをお願いをするわけでございます。具体的な見直しの内容ですが、大きく分けまして二つありますが、世帯範囲の見直しと負担軽減となる課税世帯の所得範囲の拡大ということでございます。18歳以上の障害者につきましては、これまで住民基本台帳上の世帯で所得を判断しておったわけですが、本人と配偶者のみで判断することになりました。それから、18歳未満の障害児につきましては、これまで保護者の年収が600万円程度でございましたのが、年収890万円程度まで拡大されることになりました。これらの措置によりまして、負担上限額につきましては、低所得者の1・2、一般というふうに3段階に分かれておるわけですが、低所得1につきましては、1万5,000円が昨年度3,750円に下げられておったわけですが、それがさらに1,500円に引き下げられる、それから低所得2につきましては、上限額2万4,600円が昨年は6,150円に、ことしはさらに3,000円に下げられております。それから一般、それ以外の方ですけれども、3万7,200円が9,300円に昨年下げられまして、ことしは4,600円ということになりました。それから、該当する人数でございますが、在宅で現在185名の方がサービスを利用されておるわけですが、この軽減策によりまして約8割の方が軽減の対象になるというふうに思っております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、総額ではどのくらいになりますでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

ちょっとまだそこまでは計算しておりませんので、よろしく願いいたします。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、2年続けて障害者の方たち、特に在宅サービスで利用している方々が、8割の方が軽減の恩恵に当たるということでは本当に喜ばれることだと思いますので、また自立支援法になってから、障害者の方も一気に負担が上がったということで生活自体も大変でしたので、そういう点では喜ばれることだと考えます。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、1点だけ。

農業水産関係で、今回省エネルギー化推進対策整備事業費としてJAあいち海部に対して県からの補助金をそのままトンネルで払うということになってはいますが、これは具体的にどんなものになるのかというのは聞いていますでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

具体的にどういったような設備をするんだというお尋ねかと思いますが、施設園芸に循環扇及び三重カーテンの整備を行うものです。循環扇というのは、ハウス内に農業用の大き

い扇風機をつけるというふうに、表現として好ましい言い方じゃないかも知れませんが、そういうふうにご理解をいただいで、ハウス内の温度をバランスよくすることによって、上層部と下層部の温度のむらをなくすることによって重油の削減を図るといふものです。それから、もう一つの三重カーテンといふのは、ハウス内にまたハウスをかけるといふますか、ハウスカーテンといふますけれども、多層に、幾つかに重ねて張ることによって、外気との熱の交換率を下げることによって暖房機の運転を少なくさせて、重油の削減を図るといふ設備を行うものです。よろしくごお願いをいたします。

○10番（真野和久君）

これはハウスの省エネ対策といふことと、といふことは結局JAの方からまた各園芸農家に対して助成をするといふことになっていくんですか。

○経済建設部長（篠田義房君）

従来からこういう制度もあつたんですが、最近原油が高くなつたこととよつて、燃料として使う重油を10%以上削減すれば、従来からやつていたものの補助制度を適用するよといふこととよつて、この20年4月から一部改正がされたこととよつて、今回手を挙げられた農家さんがあるといふことなんですね。じゃあ全部そういうふうになるかといふと、例えば作付面積とかある程度のハウス園芸関係の戸数、そういう加味条件もございますので、だれかれもといふ形ではありませんので、その辺だけ御理解をいただきたいと思ひます。

○10番（真野和久君）

といふことは、結局農家さんが手を挙げたものに関してJAから助成をしていくといふ形なんですね、そこだけ確認ですけど。

○経済建設部長（篠田義房君）

はい。それで、はっきり申し上げますと、切り花農家の関係で、3軒の方が、合わせた作付面積が1町歩以上あるといふこととよつて、このたびの改正された要綱に合致をするといふこととよつてJAが事業主体になってやつていくといふものでござります。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ござりませんか。

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

14ページの先ほどの自立支援法の関係ですが、ちょっと1点だけ確認させてもらいたいんですけど、条例改正の関係は必要ないといふことなんですか、それだけ教えてください。

○福祉部長（加賀和彦君）

特にそういうことをしなくてはいけないといふことはないと思ひております。

○議長（加賀 博君）

他にござりませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第9・議案第31号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第31号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

3人保険年金課の方がふえて8人ということで、業務量がふえたことによって人もふやしたということですが、ほかの市町村だと後期高齢者だけ別の課をつくっているようなところもあるかと思いますが、実際、これはなかなか数字であらわすのは難しいかと思いますが、業務の量のふえ方というのは、わかりやすくパーセントでいうとどのぐらいの量が量的にふえているのか。3人ふえたことによって、時間外勤務などについては4月以降はどのような変化をしてきているのかということだとか、2人の保健師さんの業務内容というのはどういう内容なのか、ちょっと教えてください。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今回補正をお願いいたしております人件費についてでございますが、議員おっしゃっていただきましたように、当初見込みは5名の予定をいたしました。そして、その後ですが、退職のため1名減となったものの補てんと、今回新たに20年度から始まってまいりました特定健診の業務のための保健師2名を人事異動で張りついたわけでございます。それで、1人減になった方の補てんと保健師の2名で3名の増となっておりますわけでございます。

それで、保健師がどのような業務をというようなお尋ねもあつたかと思いますが、まずこの保健師が今回特定健診にかかわる業務を全般的に受け持つわけでございますので、業務のふえた理由にもなるかと思いますが、全般的に言えば特定健診事業一連を担っていただきます。そうした関係で、特定健診に係りますところの受診券の発送業務等がこの4月以降ずっと今現在まで至っておるわけでございますが、ちなみに特定健診の受診券を発行いたしましたのが、5月16日に発行いたしておりますが、この期間はほとんど毎日のように残業をしておってくれました。現在もまだ4月以降残業が続いておるわけでございますが、そうした内容で、時間数が昨年と比較をいたしますとかなりふえておるような状況でございます。

そして、国民健康保険とは異なります後期高齢の関係もおっしゃっていただきましたが、当然保険年金課は国保の担当ばかりではございませんので、そちらの方の担当の部分の残業も出てきております。何%ぐらい云々というお話は、ちょっとパーセンテージでは申し上げにくいので、御容赦いただきたいと思います。以上です。

○21番（永井千年君）

時間外勤務の増減について、4月以降、月別ぐらいにちょっと教えてもらえませんか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

どのように申し上げるといいのかなあとと思いますが、現実には1人当たりで時間外を出していただきますと、30時間を超えております。

○21番（永井千年君）

後で正確な数字を教えてください、4月、5月、どういうふうになっているのか。

ということと、ちょっとこれは関連してお尋ねしますが、先ほども受診券の発行に大変残業が続いたという話ですが、後期高齢者の健診の案内は結局いつ出されたのか、説明ください。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

後期高齢者医療にかかわる受診券、特定健診の券をいつ発行したかというお尋ねでよろしいでしょうか。

〔「はい」と21番議員の声あり〕

6月3日でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第32号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第32号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

これも同様に1人増という形で今回なったわけですが、その1人増分の業務内容について説明をお願いします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、農業集落排水事業補正について御答弁させていただきます。

今回、1人の増員を補正でお願いしてございますが、当初予算の人員費につきましては、毎年1月時点現在の職員数で予算化をしております。19年度につきましては6人で計上させていただきましたが、20年度につきましては5人で当初計上させていただいております。4月の人事異動によりまして、従来の6人にするため1名増員分をお願いしたものでございますので、よろしく願いいたします。業務内容については特別拡大したわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○10番（真野和久君）

予算時点では5人で計上したということですね。それが4月の人事異動まで待って1人ふ

やすということで5人で計上したというふうなんですか。途中での増員とかというのは行うこと等は検討されなかったわけですね。ということは、19年度途中でいろいろな状況があったとは思いますが、業務的に続けられてきたわけで、その対応というのを早急にとれなかったところというのはやはりあったんでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

この農集排職員の関係でございますけれども、要は昨年、19年度途中で悲しくも1人の職員が亡くなっております。それ以外にも途中で家事都合などで退職した職員もおり、年度途中での補充がきかなかった、だから今年度当初の人事異動で従来の6人に戻させていただいた、要は欠員補充をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員。

**○21番（永井千年君）**

先ほど上下水道部長が業務は変わっていませんよという話がありましたけれど、実際に農業集落排水事業は毎年のように次々と供用開始がされていますし、ことしも私の地元の早尾地区という最も大きな地区の供用開始がされて、その関連の業務なんかは多分ふえているんじゃないかなあと思うんですが、そのあたりがちょっと今、上下水道部長の説明でよく、それがふえても別に減ったからプラス・マイナス・ゼロということなんですか。どういう意味合いで今変わりませんよと言われたのか、御説明ください。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

特別従来の業務が変わったわけではございませんので、地区の供用開始がそれぞれなされますことについては変わってまいりますけど、業務が特別膨らんだというような意味ではないということでの意味でございますので、よろしく申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

16番・堀田清議員。

**○16番（堀田 清君）**

今、ことしから業務はあまり変わってないという点でしたけど、使用料の徴収、今まで管理組合でやっておったんですが、今年度からうちの方でやるということをお聞きしておりますが、その点。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

ちょっとその意味がよくわからないんですが、従来と変わっていないと理解しておりますけど。

**○16番（堀田 清君）**

八開と同じようなやり方でやるということをお聞きしておりますが、まだこの間総会があって…

○上下水道部長（飯田十志博君）

まだそのようなことは決定はしておりませんが、申しわけございません。

○16番（堀田 清君）

この間、うちの方の小茂井地区ですけど、総会がありまして、組合長からそういう話がありまして、納付書を早目に配ってくれということ。

○上下水道部長（飯田十志博君）

一度調査させていただきますので、よろしくお願いします。

○16番（堀田 清君）

住民の方をあまり惑わすようなことを、はっきりしてもらえんかな、その辺。よろしくお願いします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・請願第2号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・請願第2号：後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第1号、議案第24号から議案第32号、請願第2号、陳情第6号から陳情第9号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会等へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月12日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後0時00分 散会

